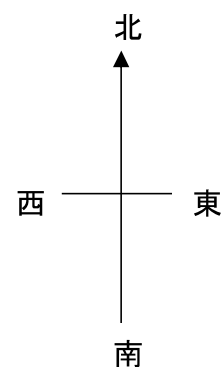
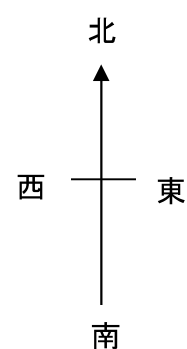


公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	西 - 4	見積価額	9,870,000 円
		公売保証金	990,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
(土地の表示)			
所 在 地 目 地 積	朝霞市膝折町四丁目 2026番2 宅地 91.41㎡		
(建物の表示)			
所 在 地 番 号 種 類 構 造 床 面 積	朝霞市膝折町四丁目2026番地2 2026番2 居宅 木造スレート葺平家建 33.12㎡		
以上登記簿による表示			
財産の状況			
1 市街化区域、工業地域。高度指定があり、建築物の高さは最高 2 5 m に制限されている。 建ぺい率60%、容積率200%（登記：宅地）			
2 対象物件内の動産の撤去等に関わることは、すべて買受人自身が行う。			
3 対象物件は、昭和44年6月に新築し、建築後約54年が経過しており、一般的な木造住宅の耐用年数を経過している。			
4 供給処理施設について、上水道は整備されているが、一部隣家と共有。下水道、都市ガスについては、隣接する道路まで整備されており、引き込み可。			
5 該当市道は建築基準法第42条2項道路であることから、通常は4mの幅員を確保するためのセットバックが必要となり、新たに建築する場合は朝霞市開発建築課との事前の協議が必要となる。			
6 室内は、所有者が居住していることから、確認できていない。			
【最寄り駅】 東武東上線「朝霞台」駅から 南西方約2.2 k m（道路距離）			
その他事項	混在財産		

西-4



該当市道は建築基準法第42条2項道路であることから、通常は4mの幅員を確保するためのセットバックが必要となり、新たに建築する場合は朝霞市開発建築課との事前の協議が必要となる。

売却区分番号

西－４

[写真①建物北東側から]



[写真②建物南東側から]



該当市道は建築基準法第42条2項道路であることから、通常は4mの幅員を確保するためのセットバックが必要となり、新たに建築する場合は朝霞市開発建築課との事前の協議が必要となる。

売却区分番号

西－４

[写真③建物西側から]



[写真④建物東側から]



該当市道は建築基準法第42条2項道路であることから、通常は4mの幅員を確保するためのセットバックが必要となり、新たに建築する場合は朝霞市開発建築課との事前の協議が必要となる。